

3. 1 情報通信機器等の確保（佐用町）

（1）情報通信機器の確保

本庁舎ではフェニックス防災システムが2階、河川監視警報システム端末と非常時専用電話が1階に配置されていたが、1階が浸水したことによって、河川監視警報システム端末や非常時専用電話回線を始め、各種OA機器が水没し、使用不能となった。また、停電したことで、水没を免れた兵庫県衛星通信ネットワークシステム、電話交換機、FAX、コピー機、インターネットサーバー等も使用不可能となった。

上月支所では、河川監視警報システム端末と非常時専用電話回線が1階に配置されていたが、1階が浸水したことによって、本庁舎と同様の状況となった。

南光及び三日月支所では浸水被害がなかったにも関わらず、事務所内でインターネットが使用できない状態となり気象情報等の情報収集に支障を生じたが、三日月支所では隣接する三日月文化センターに設置されている来客者閲覧用のインターネットにより、気象情報を入手していた。

（2）非常用電源の確保

本庁舎では浸水後間もなく停電した。フェニックス防災システム用の非常用発電機もCATV用の非常用発電機も水没し機能しなかった。

このため、水没を免れた隣接の体育館からコードリールによって応急的に電源を引き入れることで、FAX兼コピー機、事務所内の一部電灯、電話交換機を復旧するための最低限の電力を確保した。

上月支所では浸水後停電し、一時的に自家発電機が作動したが、約15分後に停止してしまい、電気を使用する機器が全て使用できない状態となった。

3. 2 防災情報の収集（佐用町）

（1）防災情報機器等による情報収集

町地域防災計画では、気象庁から提供される防災気象情報提供システム及び国土交通省から提供される市町村向け「川の防災情報」等を活用した情報収集を行い、住民等への確かな情報提供及び避難誘導を行うこととしている。

気象情報については、防災気象情報提供システムに加え、フェニックス防災システムにより、降水分布状況や雨雲分布予想などを確認していた。なお、20時10分に宍粟市と佐用町に対して発表された土砂災害警戒情報については、県の「ひょうご防災ネット」のメール配信から取得した。

河川水位の状況については、市町村向け「川の防災情報」で各河川の観測点の水位情報を監視していた。ただし、最大の注意を払っていた千種川久崎の水位計データは、15時50分以降2.88m（はん濫注意相当水位以下）を示したまま水位の上昇が見られなかった。後日、故障であったことが判明したが、当日は故障に気づかなかった。

ただし、久崎地区については、この地区専用に整備していた河川監視警報システム（千種川久崎、佐用川円光寺のみを対象）により、佐用川円光寺で避難判断相当水位の超過時点で覚知することができ、防災行政無線で住民への放送を行った。また、佐用川佐用、千種川上三河、志文川三日月の水位計については、避難判断水位を超過した段階で、フェニックス防災システムが、ポップアップで通知する機能があった。ただし、19時58分の佐用川はん濫警戒情報（避難判断水位到達情報）について本部室ではその確認作業をしていない。

（2）パトロール・電話等による情報収集

20時頃までは、各対策部や各地域対策部によるパトロールを行っていた。

建設対策部では、16時頃幕山川・大日山川合流地点のパトロールを行ったが異常はなかった。18時過ぎ甲大木谷集落の道路への土砂の流入現場の確認を行い、19時30分頃には水谷線智頭線高架下道路で土砂の流入による通行止めを行った。20時から豊福、平福のパトロールを行い、21時過ぎ頃に帰庁しようとしたがすでに町中心部が浸水しており、本庁舎に帰ることができず町民プールで待機した。また、途中から対策本部に電話がつながらなくなり連絡が取れなくなった。

消防本部では、17時46分危険箇所のパトロールに2隊出動し、19時20分帰署（山田～幕山～大酒各地増水あるも異常なし）、19時32分帰署（石井～三河～米田各地増水あるも異常なし）した。

佐用地域対策部では、20時18分頃から佐用川のパトロールを行い、川の越水はなかったが、山からの水や内水による一部浸水の確認を報告した。21時20分頃、再度パトロールを試みたが、浸水によりできなかった。

上月地域対策部では、19時40分頃に久崎地区のパトロールを行い、同地区全体で内水による道路冠水が発生していることを確認し報告した。

本部では、20時まで平成16年9月の災害で被害が大きかった地区の自治会長などへの電話による情報収集、住民からの電話などによる各地域の情報収集を行っていた。

3. 3 防災関係機関相互の情報共有（佐用町）

（1）気象台との情報共有

町地域防災計画では、町（本部室）は、神戸海洋気象台から防災気象情報提供システムにより連絡を受け、町長へ報告するとともに庁内関係者へ伝達することとなっている。

8月9日20時10分宍粟市と佐用町に土砂災害警戒情報が発表され、町ではひょうご防災ネットのメール配信で同情報を受信した。

なお、本庁舎2階に設置されていたフェニックス防災システムでの通知は、同時刻には確認作業がされていない。

20時15分、神戸海洋気象台から町本部に土砂災害警戒情報の発表について電話連絡があった。以降、同気象台から町への電話はつながらない状況となった。

神戸海洋気象台では、市町等との間での情報交換を行うため、市町等専用の回線（一般には非公開）を確保しており、災害時には専用回線を通じて町から同気象台に連絡できる体制を整えている。災害当日は、同気象台から土砂災害警戒情報発表の電話連絡があったが、町からは同気象台に連絡をとっていない。

（2）兵庫県との情報共有

町地域防災計画では、災害情報の伝達手段として、町は、災害の発生を覚知したときは、速やかに防災端末に情報を入力すること、あらかじめ県が指定する時間ごとに町域の災害情報をとりまとめフェニックス防災システムに入力すること、災害情報の報告を行うに当たり、必要に応じて有線もしくは無線電話又はファクシミリなども活用することとなっているほか、町（総務対策部）及び防災関係機関は、被害状況や応急対策実施状況等の情報を相互に交換し情報共有に努めることとなっている。

また、同計画による県から町への情報伝達先は消防本部となっており、災害対策本部には消防本部が伝えることとなっている。

当日、水防指令及び佐用川に係るはん濫警戒情報は県から消防本部に伝えられ、消防本部から町災害対策本部に伝えられたが、佐用川避難判断水位超過に関する情報が、消防本部から町災害対策本部に伝わっていない。

21時15分本部長（町長）が直接、携帯電話で県に被災状況の報告を行い、それ以降、随時、町長が県と直接、携帯電話を活用して被災状況や支援を必要とする事項などについて情報交換を行った。

フェニックス防災システムによる被害状況の報告は22時20分に行われた。